

【船橋市】児童相談所医師の主な業務内容

児童相談所の医師は、児童相談所が関わる児童や保護者について、身体・精神的な状態を医学的な見地から評価し、援助のための方針を立てることが主な業務です。

特に虐待を受けたことが疑われる児童に関しては、虐待の影響や今後の援助について、医学的な見地からの見立てを行います。

その他に、児童相談所が関わるケースについての助言・会議への参加や、療育手帳判定にかかる診察に関する業務等を行います。

①相談関連業務

- ・児童相談所における相談者（児童、保護者等）に対する医学的な見地からの診断・評価、支援・指導。特に虐待が児童の心身に及ぼした影響に関する医学的判断
- ・保護者への助言
- ・医療機関・保健機関へのあつせん、連携、情報提供
- ・児童相談所内・所外会議への参加、助言
- ・法的対応が必要なケースについての医師意見書の作成
- ・児童相談所内職員からの事例に対する相談への助言
- ・児童相談所内心理職が行う心理療法等への必要な指導

②療育手帳関連業務

- ・療育手帳に関する手続きに係る知的障害の診察